

昭和三十一年度予算編成に当つては、旧村よりの引継債務約二千七百万円を編入せざるを得なかつた為、当初予算に於て、すでに一億九百二十万円、累計一億一千八百四十万二千円に達したが、本村の財政規模上之に充當すべき財源は極めて不安定であり引継き債務については昭和三十一年度に繰越す結果となつた。予算編成上、引継債務については昭和三十一年度才入のうち、繰上充用すべき金額が不確定であつたが、一千二百万円を充當し実質的に約一千二百円は支払繰延として昭和三十一年度の過年を執ることになつた。措置を從つて昭和三十一年度決算に於ける才入は九千三百二十七万四千円、才出は一億五百二十七万三千円となり、形式赤字(支払くり延となつた分を除く)一千二百円は昭和三十一年度才入の赤字額が一応解消されないで昭和三十一年度末に於いては繰上充用による方法は採用されないであります。

合併の初年度として、注目されていた昭和三十一年度の決算は議会に於て報告された。その概要是次の通りである。

## 合併初年度の――

### 十一月定例議会で報告



発行所  
高知県長岡郡  
大豊村立中央公民館  
電話番号55番  
印刷所  
真生会同志社事業部  
(無料配布)

歳 入 (単位千円)			歳 出 (単位千円)				
科 目	予算現額	收入済額	予算に対する増減	科 目	予算現額	支出済額	予算に対する増減
税 税付入金品金	31,632	27,565	4,067	1 議役消土教社会保険	1,725	1,713	12
税 交付金及支 手取負現出	18,515	18,792	277	2 費費費費費費	25,235	24,779	461
税 交付金及支 手取負現出	3,334	3,344		3 会場防木育施設	1,713	1,483	230
税 交付金及支 手取負現出	28,573	18,661	9,912	4 会員防木育施設	11,491	10,474	1,017
税 交付金及支 手取負現出	477	403	74	5 会員防木育施設	21,529	18,037	30492
税 交付金及支 手取負現出	601	0	609	6 会員防木育施設	6,739	4,989	1,750
税 交付金及支 手取負現出	1,796	1,316	480	7 会員防木育施設	2,110	1,309	801
税 交付金及支 手取負現出	6,744	4,941	1,803	8 会員防木育施設	8,911	5,889	3,002
税 交付金及支 手取負現出	6,809	5,424	1,385	9 会員防木育施設	9,030	7,882	1,148
税 交付金及支 手取負現出	1,187	286	901	10 会員防木育施設	1,673	1,141	22
税 交付金及支 手取負現出	7,759	6,903	0	11 会員防木育施設	17,515	17,515	532
税 交付金及支 手取負現出	1,965	1,189	118,402	12 会員防木育施設	10,277	9,906	0
税 交付金及支 手取負現出	9,000	4,450	277	13 会員防木育施設	291	291	371
合 横	118,402	43,274	277	14 会員防木育施設	合 計	118,402	105,273
合 横	118,402	43,274	277	合 計	118,402	105,273	13,129

教育費調 (単位千円)  
公債費調 (単位千円)  
役場費調 (単位千円)

区 分	校 费	費	支 出 金 額	区 分	人 1人宛金額	支 出 金 額	住民1人宛金額
小学校	支 出 金 額	対象人員数	1人宛金額	小学校	539円	9,018	435円
中学校	支 出 金 額	1,306	3,346円	中学校	254円	7,389	356円
計	支 出 金 額	4,210	4,7円	中学校	7,514	6,756	326円
家政会	支 出 金 額	10,301円	3,694円	計	793円	1,614	78円
社会	支 出 金 額	16,452	83円			24,777	1,196円
そ	支 出 金 額	19,574	20,722				

支出額には支払くり延額を含む

第一、繰上充用金とは當年度の才入が才出に不足する為その不足額を翌年度から繰上げ充当することを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う)

第二、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書には赤字額が表れないが實際には赤字である所から之を實質赤字と謂う。)

第三、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為その不足額を翌年度から繰上げ充当することを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第四、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第五、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第六、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第七、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第八、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第九、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第十、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第十一、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第十二、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第十三、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第十四、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第十五、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第十六、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第十七、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第十八、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第十九、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第二十、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第二十一、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第二十二、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第二十三、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第二十四、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第二十五、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第二十六、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第二十七、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第二十八、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第二十九、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第三十、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第三十一、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第三十二、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第三十三、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第三十四、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第三十五、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第三十六、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第三十七、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第三十八、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第三十九、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第四十、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第四十一、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第四十二、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第四十三、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第四十四、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第四十五、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第四十六、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第四十七、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第四十八、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第四十九、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第五十、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第五十一、支払くり延とは當年度に於いて才入才出に不足する為支払を翌年度にくらべることを謂う。(この場合決算書に表われた数字を形式赤字と謂う。)

第五十二





